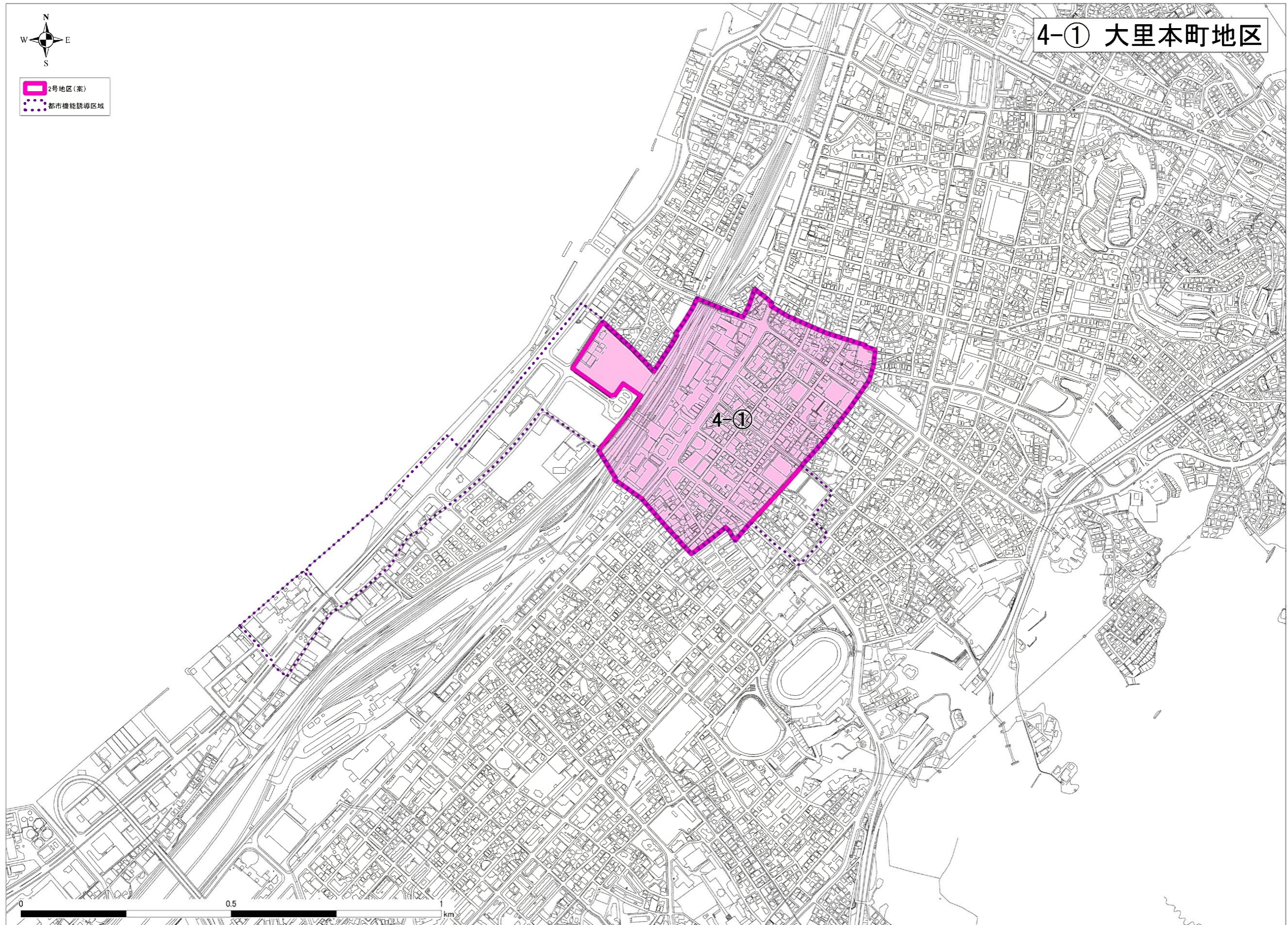


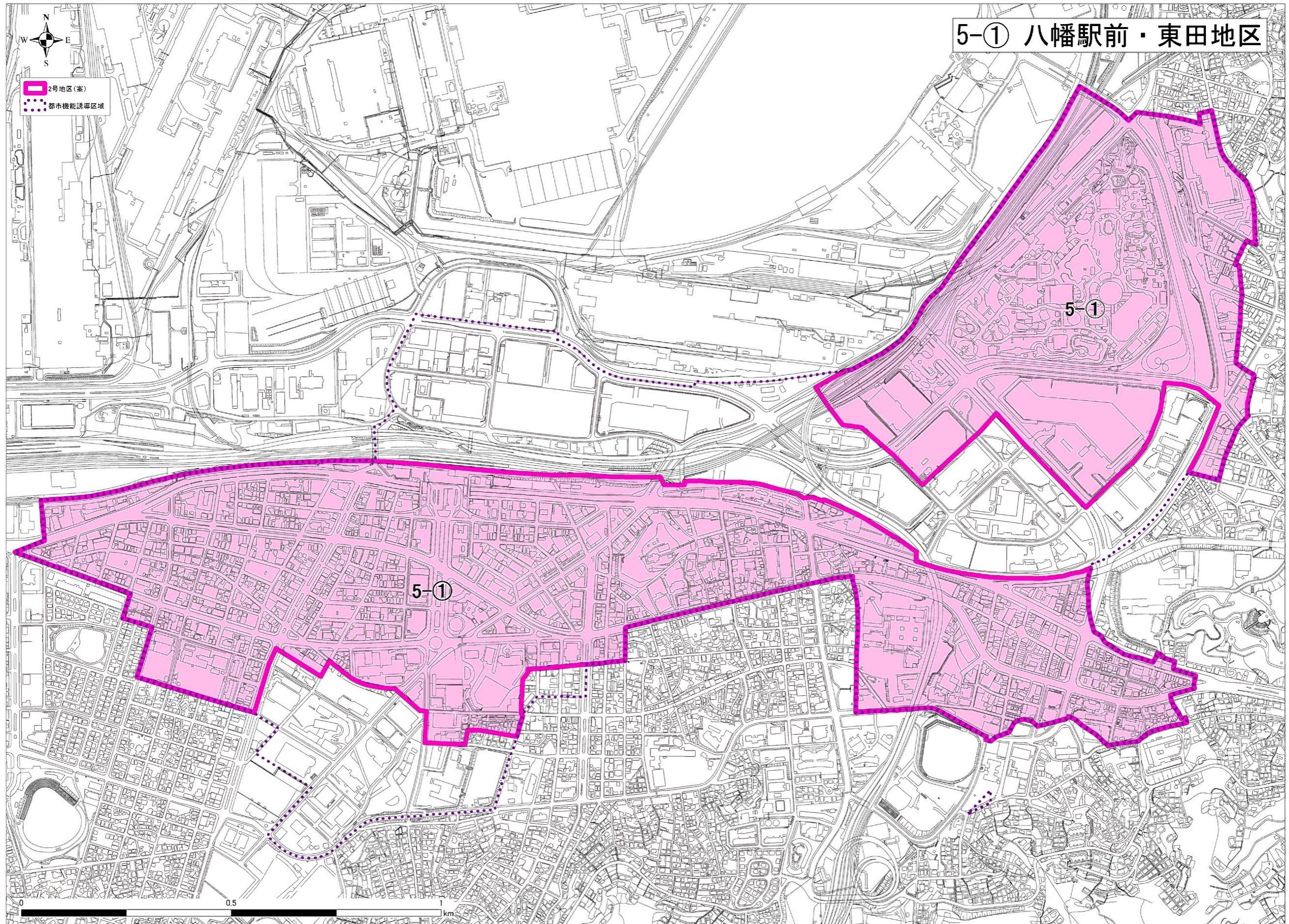
■ 4. 門司地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	4-① 大里本町地区 (約24.8ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・門司駅や大里本町と一体となり、回遊性の高い魅力ある都市機能集積地と、利便性を生かした居住地としての土地の有効活用を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・商業、アミューズメント、住宅等の多様な機能の導入による土地の有効利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・北九州市景観計画や都市景観条例、関門景観条例、地区計画等を活用し、地区特性にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・公共施設再配置による集約型の都市構造形成に向けた取組を図る。 ・都市計画道路、公園等の整備を進める。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援 ・地区の中核施設(赤煉瓦プレイス)を活用したまちづくりの推進
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

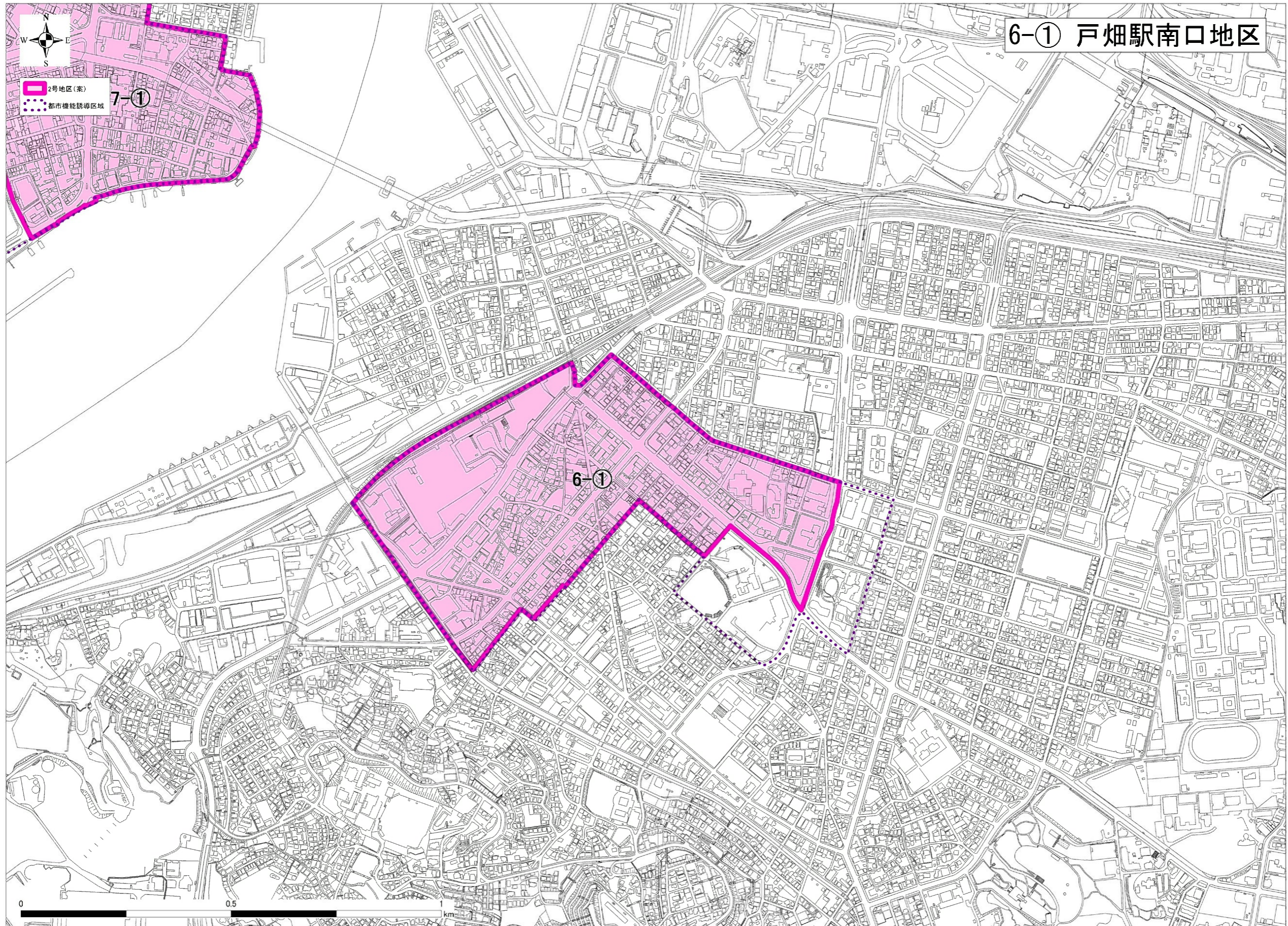
■ 5. 八幡・東田地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	5-① 八幡駅前・東田地区 (約163.7ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・環境首都としての先進モデル地区、広域医療・広域観光・国際交流の拠点として、新しい時代に対応した多様な都市機能が融合する質の高いまちの形成に向け、周辺市街地と連携、協調しながら、土地区画整理事業によって創出された土地の活用を促進する。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・商業、業務、研究、文化、アミューズメント、住宅等の多様な機能の導入による土地の有効利用を促進する。 ・スペースワールド跡地については、民間活力を生かした土地の有効利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・北九州市景観計画や都市景観条例、地区計画等を活用し、環境首都としての先進モデル地区、広域医療・広域観光・国際交流の拠点にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・都市計画道路及び公益施設等の整備を進める。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・国道3号黒崎バイパスの整備（国土交通省）
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

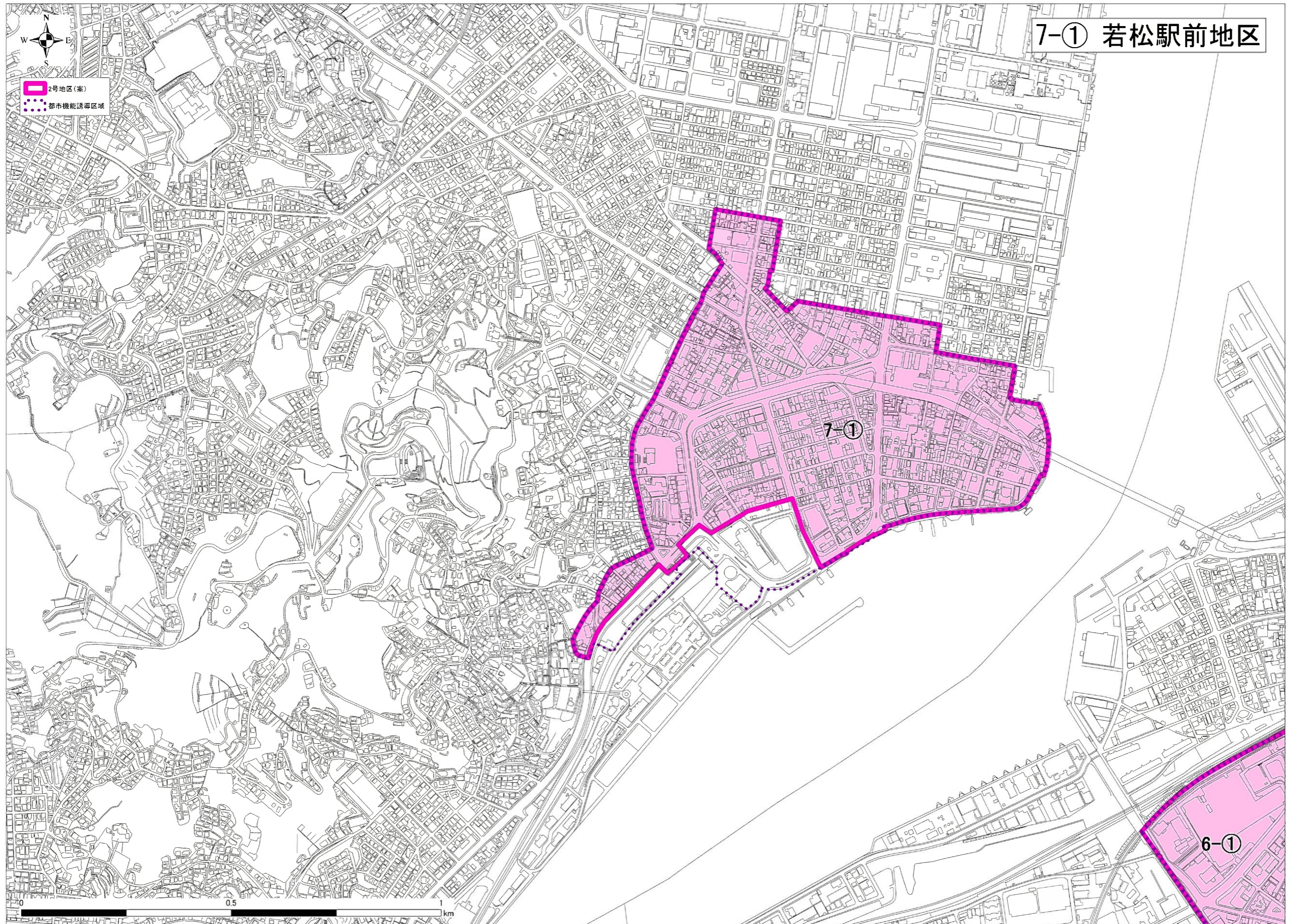
■ 6. 戸畑地区



整備又は開発計画の概要

<p>再開発促進地区 【2号地区】 (面積)</p>	<p>6-① 戸畑駅南口地区 (約40.4ha)</p>
<p>イ. 地区の再開発整備等の主たる目標</p>	<p>・多様な機能が集積された便利で豊かさのあるまち、福祉のシンボルタウンの中心として、商業や文化・福祉などの機能が融合したにぎわいのある交流の場の創出をめざす。</p>
<p>ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要</p>	<p>・交通結節機能の維持強化を図るとともに、駅、商業施設、福祉施設、公共施設等との一体的な市街地の整備を図る。</p>
<p>ハ. 建築物の更新の方針</p>	<p>・北九州市景観計画および都市景観条例に基づく建築物を誘導する。 ・歩道と建物敷地を一体化した開放的な歩行者空間を整備する。</p>
<p>ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針</p>	<p>・都市計画道路、歩行者専用道路、公園及び公益施設の整備を図る。</p>
<p>ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等</p>	<p>・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援</p>
<p>ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要</p>	
<p>ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項</p>	
<p>チ. その他特記すべき事項</p>	

■ 7. 若松地区

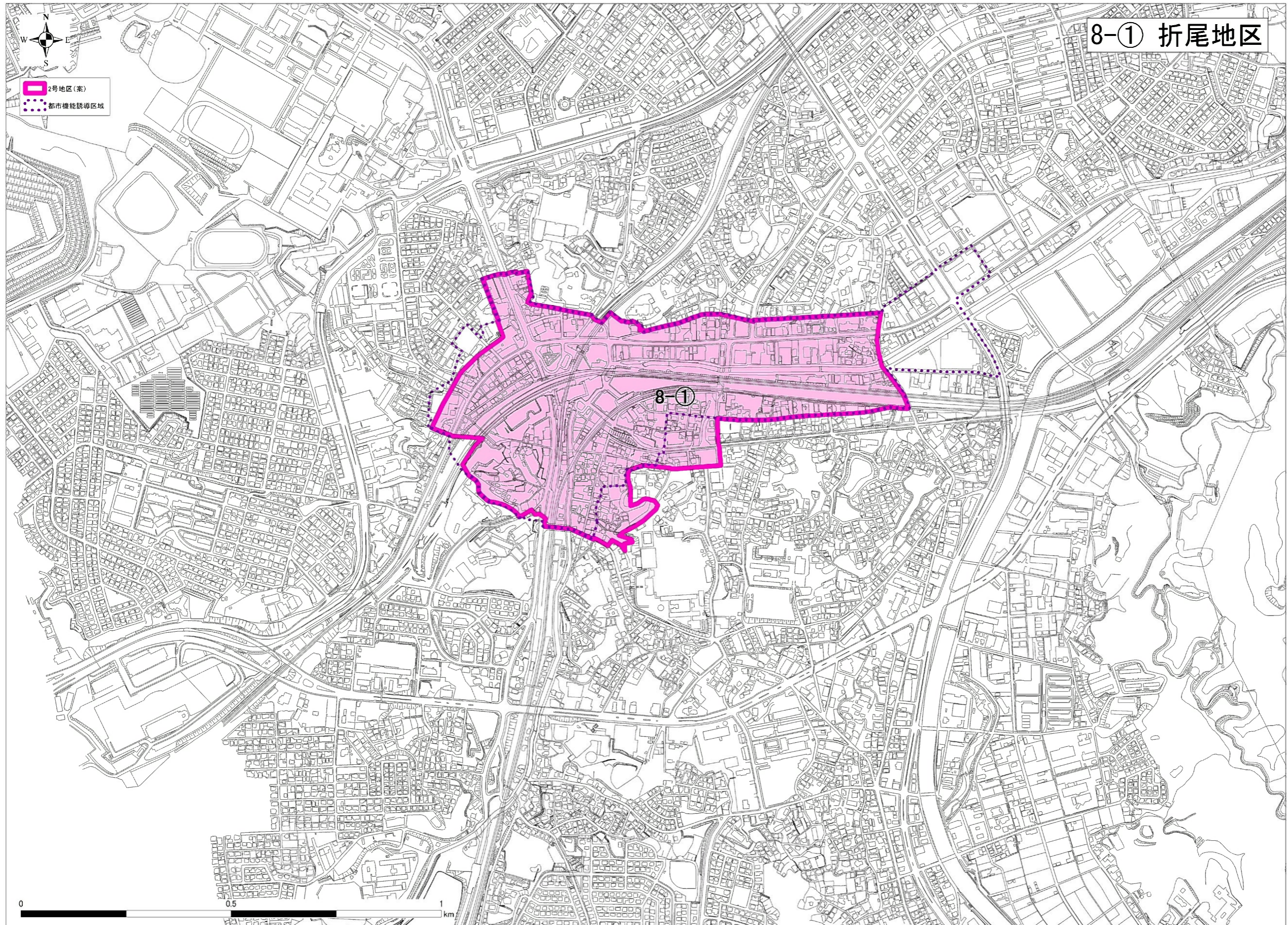


整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	7-① 若松駅前地区 (約49.0ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・若松の顔となる地域拠点として、洞海湾の海辺を生かした魅力あるまちの形成と商業や居住の再生に向けて、良好な質の高い民間事業の促進や木造家屋密集地の安全性の向上を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・商業・業務機能と住宅が調和する、土地の高度利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・木造家屋密集の解消、敷地の共同化、建物の不燃化等による更新を誘導する。 ・北九州市景観計画や都市景観条例、地区計画等を活用し、若松の顔となるまちにふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・都市計画道路、公益施設の整備を図る。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	



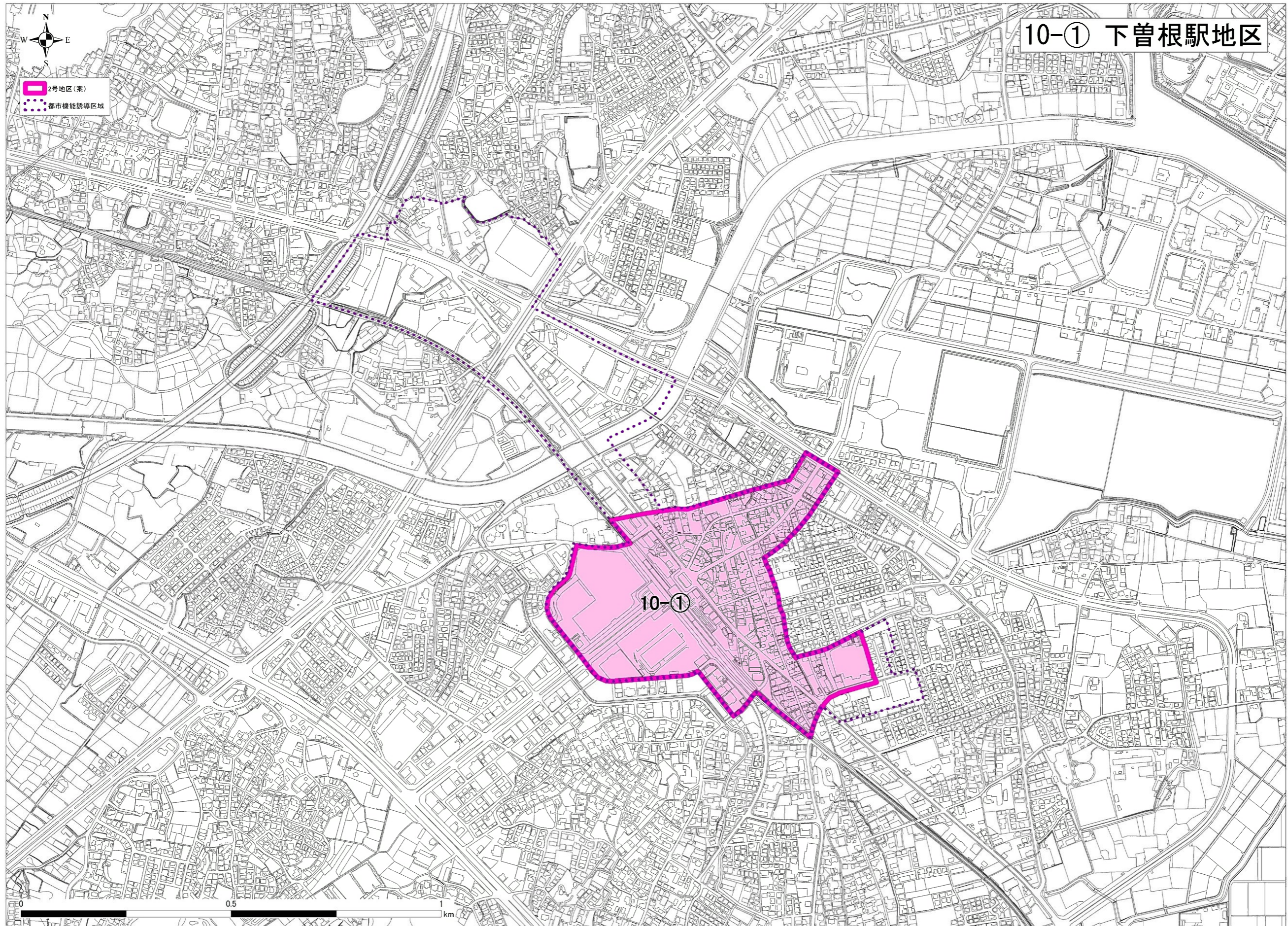
■ 8. 折尾地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	8-① 折尾地区 (約37.1ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・学園都市の玄関口、遠賀・直方地域を含めた広域的な拠点として、交通結節機能の向上と、駅を中心とするにぎわいの場の形成をめざし、鉄道高架及び駅前広場や道路等の基盤整備と一体的な市街地の整備を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・折尾駅周辺において、交通結節機能の強化とともに、商業・業務機能や住宅等による土地の高度利用を促進する。 ・住宅地については、利便性の高い居住地として自然環境や高齢者に配慮した、安全、快適な居住環境の形成を図る。
ハ. 建築物の更新の方針	・折尾駅周辺において、木造家屋密集の解消、敷地の共同化、建物の不燃化等による更新を促進する。 ・地区計画等を活用し、広域拠点の魅力形成にふさわしい建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・鉄道連続立体交差化と駅前広場等の交通結節施設の整備を推進する。 ・都市計画道路の整備を推進する。 ・道路や公園等の地区施設の一体的な整備を推進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・折尾駅周辺連続立体交差事業 ・折尾土地区画整理事業 ・街路事業（日吉台光明線他）
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	

■10. 下曾根地区



整備又は開発計画の概要

再開発促進地区 【2号地区】 (面積)	10-① 下曽根地区 (約25.3ha)
イ. 地区の再開発整備等の主たる目標	・本市南東部の広大な住宅地や北九州空港跡地の産業団地など、駅周辺の交通拠点性を生かし、商業機能を中心とした都市機能が集積した、便利で賑わいのある市街地の形成を図る。
ロ. 用途・密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	・本市南東部の都市核として、商業を中心とした都市機能と、中高層の住宅環境が共存・調和する土地の高度利用を促進する。
ハ. 建築物の更新の方針	・都市計画道路等の基盤整備と併せ低未利用地の活用と建物更新を図る。 ・北九州市景観計画および都市景観条例に基づく建築物を誘導する。
ニ. 都市施設及び地区施設の整備の方針	・都市計画道路の整備を推進する。 ・交通結節機能の強化を図る。 ・幹線道路沿線や住宅地における緑化を促進する。
ホ. 再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割・再開発の促進のための条件の整備等	・民間主導による再開発計画の策定及び事業化の支援
ヘ. 概ね5年以内に実施が予定されている事業等のうち、主要な事業の概要	・都市計画道路下曽根駅前線の整備
ト. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている都市計画に関する事項	
チ. その他特記すべき事項	